

第2回質問回答

(2022/5/12公表版)

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
1	入札説明書	3	3	6			事業期間等	3/16予定であった第1回質疑回答が4/6時点（3/29一部公開）で未完了であり、提案書作成に大変支障をきたしておるため、4月以降のスケジュールをすべて2週間以上後ろ倒しにして頂きたいと存じます。	入札説明書に記載のスケジュールとおりといたします。
2	入札説明書	3	3	6	2		スケジュール	8月上旬の落札者の選定から基本協定締結を経て、9月中旬に事業契約の締結予定となっており、契約締結まで約1ヶ月程度の時間しかなく、非常に厳しいスケジュールとなっています。落札者の選定がなされましたら、早急に事業契約締結に関する協議・打合せを開始していただけますようご対応をお願いいたします。	そのように対応いたします。
3	入札説明書	3	3	6	2		今後のスケジュール（予定）	国土交通省PFI事業プロセスのガイドラインに「要求水準書等の作成（調整）及び提案内容の確認・交渉を行うための対話（競争的対話）を複数回実施」とありますので、本事業においても、競争的対話を実施して頂くことを要望いたします。	同ガイドラインP6に示される総合評価一般競争入札プロセスに対して、本件プロセスは、提案書の提出と入札の提出が同日であることから、提案の改善（対話）及び改善された提案書の再提出を受けるなどの対応は予定しておりません。
4	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	給油施設の主任担当技術者について、着工の時期は事業者の提案スケジュールに委ねられている本事業において、現実的に着工は申請から約1年後と長期間の待機時間と推測される点から、一次審査資料提出時の技術者より適任な技術者の配置が可能となる場合に柔軟に対応したいため、着工前の給油施設の主任担当技術者の変更について相談可としていただけないでしょうか。	その都度協議いたします。
5	入札説明書	15	10				特定資料の提供	第1回質問回答で「特定資料として提供します。」とご回答いただいた以下の資料のご提供及びご説明をお願い致します。 1) 給油対象となる巡視船のサイズ (No. 384) 2) 各岸壁・棧橋毎に給油予定の巡視船のサイズ (No. 385) 3) 各棧橋・岸壁に対して巡視船の着岸する位置及び、給油口の位置 (No. 388) 4) 巡視船給油口の口径及び接続規格 (No. 389) 5) 出入港等の作業に必要な範囲と車両等の動線 (No. 390)	1) 2) 巡視船のサイズについてはご回答いたしません。 3) ~5) の要求水準については特定資料⑦及び⑧に示します。
6	入札説明書	22	23	3			契約金額	第一回質問回答No. 37『「契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする」とありますが、控除する必要があるのは「支払利息相当額」だけであり、その他の「保険料」や「人件費」といった消費税の対象外取引を算定根拠とする事業費は入札価格に含んで受取消費税の対象となる理解でよろしいでしょうか』という質問に対し、『消費税の対象外取引となるものについては含まれません。』とご回答いただきましたが、消費税法上、このような包括取引の場合は人件費や保険料などの支出使途に限らず、一括して課税取引になるはずなので、あくまで支払い利息相当額のみ控除した金額の100分の10に相当した金額を加算した金額とする」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
7	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	1	4	契約の保証	入札説明書等の修正 (新旧対照表) ◆資料-1事業契約書3項の修正後(4月12日)に「施設費 (設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額) に相当する額の100分の10以上」とありますが、事業契約書 (案) 別紙2用語の定義No. 57に規定する「施設費」の合計額の100分の10以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	資料-1 事業契約書 (案)	3	2	9	4		契約の保証	設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部にて履行保証保険契約を締結する場合、各社が締結する履行保証保険契約の合計額が施設費に相当する金額の100分の10以上となれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	資料-1 事業契約書 (案)	5	2	15			選定企業の使用等	選定企業とは、入札説明書3頁 4. 競争参加資格 (1) ②に規定される「構成員」もしくは「協力企業」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	資料-1 事業契約書 (案)	9	2	25	1		費用負担等	一次審査資料に関する質問回答 (番号51) で、成分分析を行い、品質が保たれていることを条件とします。とありますが、どちらに分析依頼を提出するのでしょうか？また、分析に係る費用は、事業者と海上保安庁のどちらの負担となりますでしょうか？	分析は事業者において適宜実施してください。費用は、事業者負担といたします。
11	資料-1 事業契約書 (案)	9	2	25	1		費用負担等	一次審査資料に関する質問回答 (番号51・688) で、成分分析を行い、品質が保たれていることを条件とします。及びA重油の分析頻度は3ヶ月に1回を想定とありますが、成分分析は、温度に対する密度換算表 (15℃) 及び水分混入の分析チェックで問題ありませんでしょうか？	試運転残油及び定期の成分分析については、JISに示す性状を確認できる成分分析を実施してください。なお、第2回質問回答 (4/28公表) No. 27に記載の通り、試運転時の残油買取は行いません。
12	資料-1 事業契約書 (案)	10	2	27			許認可の取得等	第1回質問回答No. 53にて本事業実施にあたって必要な許認可は事業者が取得すべき旨の回答がなされておりますが、事業者となるSPCは従業員もおらず、設立時点で資格及び業務実績を何も持たないため、事業者名義で取得すべき許認可以外は取得できない可能性もあります。「事業者又は選定企業」と読み替えることを認めていただきますようお願い申し上げます。	事業者名義を前提として、事業者内での選定企業から配置職員を定め許認可申請を行ってください。
13	資料-1 事業契約書 (案)	10	2	28	1		保険の付保等	一次審査資料に関する質問回答 (番号55) で、維持管理・運営を受託する管理会社が保険付与する内容に、お預かりする石油製品 (海上保安庁所有物) の品質変化等は含まれないとありますが、どの様な品質変化を想定されておりますでしょうか？	A重油及びジェット燃料は第10管区鹿児島海上保安部が管理する物品です。品質変化の想定例として異質物混入などJISに示す性状に適合しない変化が想定されます。
14	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	33	3		要求水準の変更による措置	前回質疑番号58番にて、法令等の変更や不可抗力により引渡予定日の変更があった場合でも、事業終了日は変更しないとの回答がありました。また、それに伴う運営・維持管理期間の事業費については、協議し合意するとの理解で間違いないとの回答を質疑番号59で頂きました。以上から、運営・維持管理期間の変更に伴う運営・維持管理計画そのものの変更と、支払い金額の変更。支払い日の変更が必要になると考えますが、貴庁にてそれらの変更について認めて頂けるとの理解で間違いないでしょうか。	協議することといたします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
15	資料-1 事業契約書(案)	16	3	46	3		調査	第1回質問回答No. 87において、海上保安庁が実施した測量・調査等に不備等による損害が発生した場合であっても海上保安庁は責任を負わない、とされております。土壌汚染や地中障害等は実際に掘削をしてみなければわからないことも多々あり、それが重大な損害を与える場合は事業継続が極めて困難となります。資料-4リスク分担表(案)②(2)にある通り、海上保安庁が実施した測量、調査等に不備等による損害が発生した場合のリスクは海上保安庁負担として頂きますようお願いいたします。	事業契約書 第46条第3項～第5項のとおりとします。
16	資料-1 事業契約書(案)	16	3	46	3		事業者調査による公表資料との齟齬	『第43条4 関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、海上保安庁は責任を負わない。』とのことですが、事業者が自ら調査して確認する時期は、提案書提出後となることから、事業者は本リスクを負うことができません。事業者調査時に、関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬が生じた場合は、貴庁により負担(費用及び工期等)をして頂くことを要望いたします。	提案時の内容について、当庁提供資料と実施した調査結果の差異が認められる相当な根拠がある場合においては、金額の増額及び減額を含め協議いたします。
17	資料-1 事業契約書(案)	29	4	1	85	1	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	第1回質問回答No. 144では、解除時点で事業者が支払ったSPC設立費用やSPC運営費用、融資組成費用、アドバイザー費用についても支払いいただける旨の回答ですが、一方、第1回質問回答No. 143では出来形に含めないこととされています。当該費用は出来形を構築するうえで必要な費用であることから、No. 144質問回答の通り、出来形に含めていただけると理解してよろしいでしょうか。また、同様の理由により、貴庁の任意による又は貴庁の帰責事由による契約解除の場合にも当該費用を出来形に含めていただくことを要望いたします。	第1回質問回答No. 144の回答を正といたします。
18	資料-1 事業契約書(案)	46	1	3			不可抗力の定義	善管理注意義務を怠った場合以外の、サーバー攻撃等による情報漏洩については不可抗力として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「～業務不履行が継続している場合は、施設整備費の支払の留保を行う」と記載がありますが、SPCとしては、融資機関より借り入れた施設整備費に相当するローンの元利金弁済が滞る可能性があることから、プロジェクトファイナンスを採用できません。当該記載の削除を要望いたします。	施設整備費の支払いの留保については削除します。
20	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	3	2	2		表1 減額算定及び罰則点付与に係る支払区分	一次審査資料に関する質問回答(番号181)で、運営費の燃料在庫管理業務において入荷量と出荷量を指し引いた在庫量の減耗率は示しません。との事ですが、プラントロス減耗率等の書類提出は必要ないとの理解で宜しいでしょうか?	在庫減耗分を示す記録を添えた報告書は必要です。
21	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	2	1	1	1	2	割賦手数料	間違い防止の観点から、基準金利をご教示願います。	事業提案書作成説明会時に提示した特定資料①をご確認ください。
22	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)	2	10				違約金	一次審査資料に関する質問回答No. 244では、「時価の金額については、株式会社IHIと第十管区海上保安本部の土地賃貸借契約の金額によるものとします」とありますが、民間事業者としてはリスクを定量化したいため、お見込みになっている違約金額をご教示ください。想定金額やおおよその目安で結構です。	違約金額の公表はいたしません。単位面積単価については、個別に回答いたします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
23	資料-2 要求水準書	3	2	3	2		事業範囲	給油施設監視棟は、事業者が運営業務及び維持管理業務において当該施設を使用するという理解でよろしいでしょうか。 また、回転翼機格納庫・船艇用品庫については貴庁職員が主に使用し、事業者は当該施設の維持管理を行うのみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	資料-2 要求水準書	4	2	5	2		周辺の社会基盤の整備状況	建設中に既存給水設備を使用する際、事業者負担となる使用料の㎡単価をご教授ください。	国有財産使用許可申請及び給水装置工事申請を行う必要があり、使用許可申請は無償、工事申請料及び使用料の㎡単価は鹿児島市給水条例のとおりです。
25	資料-2 要求水準書	4	2	5	2		周辺の社会基盤の整備状況	建設中に既存給水設備の流量をご教授ください。	本管分岐部で270L/min B棧橋付近で180L/min E岸壁端部で90L/min 口径100mm
26	資料-2 要求水準書	4	2	5	2		周辺の社会基盤の整備状況	F護岸沿いに埋設されている給水配管は水道法に定められる「危険物の流入のおそれのある水道施設」には該当しないとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。 F護岸沿いの埋設の給水配管は水道法に定められた「給水装置」に該当します。
27	資料-2 要求水準書	4	2	4	3	1	b. 土質地盤調査等について	地盤状況は落札後に事業者が調査することとなっておりますが、入札時の施設整備費の見積りにあたり、参考資料2-1の第4章から入札者が想定した地盤状況と、事業者の調査結果とに乖離があり、工法の違い等それに伴い工事費の増減があった場合、提示資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大として、海上保安庁の費用負担として変更契約して頂けるという理解でよろしいでしょうか。 同様の回答として昨年11/26の回答書No41にあります「公表している土質地盤調査結果等はあくまでも参考資料として示したものです。ただし、土質調査によって追加費用が発生した場合は協議の上、海上保安庁が負担することとします。」と頂いておりますがこの見解は、現在も有効と考えて宜しいでしょうか。	提案書は、参考資料から推察できる土質地盤もとに作成してください。 提案時の内容について、当庁提供資料と実施した調査結果の差異が認められる相当な根拠がある場合には、金額の増額及び減額を含め協議いたします。 10mを超える増減を目安に協議するものとします。
28	資料-2 要求水準書	4	2	5	1	1	所在地	『第43条4 関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、海上保安庁は責任を負わない。』とあり、地質調査もこの中に含まれると理解しておりますが、事業者が調査した結果、設計の変更(杭長が長くなる等)が生じ、追加費用が発生した場合は、協議の上、海上保安庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書第46条第3項～第5項のとおりとします。
29	資料-2 要求水準書	4	2	5	1	4	接道	【参考資料2-2-1】及び【参考資料2-3-1～2-3-2】について、令和4年4月12日付第1回質問回答のNO.265にて、要求水準書第4章第3節1③の検討を行う際の参考資料との回答がありましたが、これらの参考資料に記載されている接道が、本事業の接道位置になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	資料-2 要求水準書	4	2	5	2		周辺の社会基盤の整備状況	施設整備中の工事用水は、整備済みの給水配管から使用することは可能でしょうか。 タンク、配管の検査等で一定量の工事用水の確保が必要となります。	10管区に使用申請手続きの上で既存給水配管の使用は可能です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
31	資料-2 要求水準書	5	2	6	1	1	a. 都市計画法	<p>棧橋A・Bは本PFI事業の確認申請（計画通知）敷地に含める必要はなく、本PFI事業の確認申請（計画通知）は、既存の船艇用品庫の敷地内での増築という扱いで宜しいでしょうか。</p> <p>棧橋A・Bを敷地に加えることは「区画の変更」に該当し、以下の条件から「開発許可」が必要になる恐れがございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外貯蔵タンク、貯蔵タンクは「第一種特定工作物」に該当する。</li> <li>・法29条1項3号は建築物の建築に関する適用除外規定であり、工作物の建設には適用されない。</li> </ul> <p>また、増築で建築確認が取れば、一団地総合的認定を取得する必要はないと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>なお、計画対象面積約94,404㎡には棧橋A・Bの面積が含まれていないと思われまますので、併せてご確認をお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地使用面積図に記載の棧橋A・Bは工作物とし、確認申請敷地に含める必要はありません。</li> <li>・既存施設が一体不可分の建築物であると確認が取れば一団地総合的認定を取得する必要はないと見ています。</li> <li>・計画対象地面積は、工事期間中の一時使用可能部分を含む約84,400㎡となります。（当該面積には棧橋A・Bの面積は含みません。）</li> </ul>
32	資料-2 要求水準書	6	3	1	4	5	事業者による事業の調整に関する事項	<p>一次審査資料に関する質問回答（番号282）で、連絡調整を行う窓口は、海上保安庁装備技術部施設補給課、また、維持管理・運営業務においては、第十管区海上保安本部も対象となります。との事ですが、鹿児島港長への提出書類及び係留施設使用届等の提出は、通常通り鹿児島海上保安部で宜しいのでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
33	資料-2 要求水準書	10	4	1			施設整備の目標	<p>令和4年4月12日付第1回質問回答のNO.291においてご回答いただきましたが、再度確認させてください。給油施設における本来の機能とは、「要求水準書P46(3)給油施設関連設備」の記載事項が、要求事項のすべてとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「要求水準書P46(3)給油施設関連設備」のほか、「別添資料4-1-2 主要施設の特記事項」に記載の内容についても要求水準となります。</p>
34	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④本施設敷地に関する耐震性能	<p>第1回質問回答で、電気設備、水道設備、通信設備排水設備等のライフラインについても液状化対策を施すこととされています。この際の適用基準及び許容値等についてご教示ください。</p>	<p>液状化ともなう地盤変形による応力に対してライフライン施設のせん断破損防止対策を施してください。</p>
35	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④本施設敷地に関する耐震性能	<p>第1回質問回答で、格納庫床、エプロン舗装を含む事業施設の全範囲において、質問「液状化の発生そのものを防止」に対し、「液状化に伴う沈下を許容しない」としています。</p> <p>一方、回答番号329～331では、「沈下量の許容値」に対する考え方が示されています。</p> <p>以上のことから、前項327番を含めライフライン及び格納庫床、エプロン舗装施設については、法で定められたタンク基礎と異なり「液状化が発生しない対策を講じる」のではなく、「設定された許容値への対策を講じる」とすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 34の回答を参照してください。</p>
36	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	難安全確保に関する性能	<p>”また、緊急地震速報装置を受け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機設備、拡声設備等の連動をとるものとす”と記載がございます。</p> <p>緊急地震速報については、要求水準から削除されているため、上記の機能は不要と考えますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
37	資料-2 要求水準書	23	4	4	3	1	c. 対浸水 (d)	<p>”本施設の一部が浸水した場合には、浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。”と記載がございますが、1階床レベルを浸水レベルより高く設定している場合も、電源を停止できるシステムとする必要がございますでしょうか。</p>	<p>1階床レベルを浸水レベルより30cm以上高く、かつ、床下に埋設する配管配線の防水措置が確実に取られている場合も浸水エリアの電源を停止できるシステムは求めます。</p>

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
38	資料-2 要求水準書	23	4	4	3	1	c. 対浸水 (d)	”ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする” と記載がございますが、1階床レベルを浸水レベルより高く設定している場合も、途絶対策が必要でしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
39	資料-2 要求水準書	24	4	4	3	1	防災性	(b) 建築非構造部材の各表中の「風圧力に対する安全性の確保」における、「・・・第87条に規定される風圧力を1.6倍にした風圧力に対する安全性」を確保するとの回答ですが、「 <small>エキステンションジョイント、大型シャッター、ガラス、扉、外壁材、屋根材、太陽光発電パネル、設備屋外機など</small> 」同様に「風圧力を1.6倍」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 修正⇒ 要求水準書同項e. 耐風 (a)のうちイ.を削除 (b)のうちイ.を削除 します。 「官庁施設の基本性能基準」に示す技術的事項の倍率を満たしてください。
40	資料-2 要求水準書	31	4	5	1	6	堅樋の設備シャフトへの設置	堅樋やドレン等の立配管の露出設置は不可とありますが、化粧カバーがあればよろしいですか。または、室内に堅樋を設けるといえるでしょうか。室内に設置するとメンテナンスが困難になると考えられます。室内設置とされた理由及び標準的な雨水配管の設置方法の考え方について、ご教示願います。	要求水準書同項c. (c) のとおりとし、化粧カバーは不可とします。
41	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	一次審査資料に関する質問回答(番号357)で、消防訓練は、防火管理者が策定し実施するとの事ですが、官民との合同訓練等は、実施しないとの理解で宜しいでしょうか？	関係者(第10管区海上保安本部)と調整のうえ実施してください。
42	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	m. 防犯設備	参考資料2-1の第7章7.2電気設備11)監視カメラ設備では、カメラ台数5台となっておりますが、要求水準書P42のm.防犯設備(a)(b)において、「2系統設け、給油設備に関する監視カメラを設置する」「防犯計画に必要とされる箇所(玄関ホール・・・)に、死角のないよう・・・」「屋外は6か所以上設置する」等の記載があります。要求仕様書のとおりの内容を反映しますと、カメラ台数は20台以上になりそうですが、要求仕様書の内容が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	m. 防犯設備	要求水準書P.43-m 防犯設備の(h)には「格納庫及びエプロン全周を監視できるカメラを海上保安庁で設置予定のため・・・」との記載があります。格納庫及びエプロン全周を監視できるカメラは、事業者側で設置不要との理解でよろしいでしょうか。配線孔の位置、数量について、現時点である程度明確にできるような情報を公開していただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 配線孔の位置、数量については、格納庫の位置、規模等が事業者提案となりますので、提案内容を踏まえ、計画してください。
44	資料-2 要求水準書	42	4	5	2	1	m. 防犯設備	要求水準書P.43-m 防犯設備の(h)には「格納庫及びエプロン全周を監視できるカメラを海上保安庁で設置予定のため・・・」との記載がありますが、海上保安庁で設置されたカメラ設備の主装置や監視及び操作モニターも含めて海上保安庁で設置されるという理解でよろしいでしょうか。海上保安庁がカメラだけを設置し、監視は事業者の監視設備に統合する場合を想定する必要はないとの認識です。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
45	資料-2 要求水準書	44	4	5	2	2	機械設備	空調方式は中央空調方式とするとありますが、空調・換気共中央空調方式と同等の性能が確保でき、中央で制御できる方式であれば個別空調方式も対象として最善と考えられる方式でのご提案とさせていただきますことは可能でしょうか。	空調・換気共に中央で一括制御できる方式であれば、個別空調方式も可とします。
46	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	①で記載の埋設管路内配管の対象となるF護岸の範囲についてどのような想定でしょうか。棧橋A・B行の配管については既存岸壁法線（共有水面との隣地境界線）より20m以上離れた箇所はF護岸の範囲外とし、隣接太陽光発電所との境界フェンス沿いに地上配管を敷設することも可能でしょうか。懸念事項・注意点・アドバイス等ご教授ください。	棧橋A・BのF護岸に沿う配管は、計画対象地内（F護岸北側の法線（共有水面との境界線）から15m程度まで）の範囲とし、埋設管路内配管としてください。F護岸北側法線より20m以上離れた隣地境界フェンス沿いの配管は不可とします。計画対象地の範囲については、参考資料2-2-1を参照してください。
47	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	F護岸沿いに敷設する配管について既存岸壁法線（共有水面との隣地境界線）より15m以内の範囲へ敷設する旨、追記になりましたが、既存インフラ設備、F護岸の構造体と干渉しないとの認識でよろしいでしょうか。又、現地調査後設置困難と判断された場合は設計変更としてご協議させていただきますとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (a)給油設備の配置	出入港等の作業に必要な範囲と車両等の動線等を確保し計画することとございますが、参考資料2-2-5 令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事7ページ「給油空地（給油ピット用）平面図・断面図」で給油ピットが棧橋の両側ではなくトレンチの先端部（棧橋の中央部）に配置されています。給油作業時は給油ピットより棧橋を横断する形で荷役ホースを設置しても動線等を確保できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	資料-2 要求水準書	48	5	2	2	3	海上防災等	前回質疑番号408において、井戸型モニタリングポストの点検回数に「規定はない」とのご回答でしたがモニタリングポストの点検（含む漏油監視）は本事業に含まれないとの趣旨でしょうか。あるいは、「規定はない」が回数を決めてモニタリングポストの点検・漏油監視を事業者にて行うとの解釈でしょうか。	後段にてご理解のとおりです。
50	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	a. 事業者による完成検査	施設引渡しの際、試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫については別途買取頂けるとの認識でおりますが、その支払条件は以下の通りでよろしいでしょうか。 ①基準数量は、施設引渡し時のA重油・ジェット燃料の在庫数量 ②単価は調達企業が調達した際の単価（運搬費・経費等含む）と同額 ③仮払い期間に対する金利負担、燃料調達にかかる事務手数料、受入作業に係る業務費用は事業者にて負担。 ④支払期日は施設整備費のサービス対価として1度目の建設費用支払い時。 ⑤支払方法は一括払い。	本工事の性能試験必要な数量及び竣工後は正常に機能するために必要な数量を事業費に含むため、在庫の買取は行いません。 ※回答の考え方※ 本工事の性能試験必要な数量及び竣工後は正常に機能するために必要な数量を事業費に含むため、在庫の買取は行わない想定です。 工事中については、巡視船への搭載性能試験として100KL程度、航空機への搭載性能試験として1KLを必要な経費の整理する。 引渡し時はデットストック容量を除く1割程度（正常に機能するために必要な数量）の在庫容量を満たすことを要求水準書に示す。引渡し時は物件財産目録と財産から控除する間接費のなかに物品目録にA重油・ジェット燃料の在庫数量価格として整理することで別途買取は行わないこととなります。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
51	資料-2 要求水準書	66	5	1	1		(2) 業務実施の基本方針	当該項d.には、適切に衛生環境を確保するとともに、職員等の快適性の向上に資するよう業務を実施するとの記載がある一方で、P67 2業務内容(1) 回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務(d) の環境衛生管理業務が1/31公示で欠番になりました。以上から、回転翼格納庫および船艇用品庫を除く施設の衛生環境を事業者が適切に確保する事が求められているとの理解で間違いないでしょうか。	建築物衛生法の特定建築物に該当しないことから環境衛生管理業務を欠番としています。一方、人事院規則10-4 第15条に規程されている機械換気設備の点検や加湿装置等の清掃等については実施してください。
52	資料-2 要求水準書	66	5	1	2	1	回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務における各建物については、ビル管法に基づく建築物環境衛生管理技術者選任が必要な建築物に該当する想定で考える必要はないとの認識でよろしいでしょうか。ビル管法に基づく特定建築物に該当するのであれば法定点検等の維持管理業務内容範囲が拡大するためご教示いただけないでしょうか。	前段にてご理解のとおりです。
53	資料-2 要求水準書	66	5	1	2	1	回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 506において、回転翼格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務に衛生管理(清掃等)は含まれないとご回答いただきましたが、衛生管理(清掃等)が含まれない回転翼格納庫とは、要求水準書P13第4章第3節(2)a(b)のリストNo. k1にある格納庫との理解でよろしいでしょうか。また、衛生管理(清掃等)が含まれない船艇用品庫とは、同要求水準書P15第4章第3節(3)bのリストNo. s1にある船艇用品庫との理解でよろしいでしょうか。	衛生管理が含まれない室は、要求水準書P13 第4章第3節(2)a(b)のk1~k21及び同要求水準書P15 第4章第3節(3)bのs1~s30の範囲とします。
54	資料-2 要求水準書	67	5	1	2		業務内容	前回質疑番号506にて、船艇用品庫内に係る維持管理業務には対象施設の衛生管理(清掃等)を含まないとのご回答でしたが、建屋内の気流、Co2濃度測定等の執務場所の環境測定も含まないとの理解でよろしいでしょうか。上記に関連し、海上保安庁職員が開庁時間内に滞在される、回転翼格納庫、船艇用品庫から発生する紙・ゴミ等の廃棄物の処理、流し台等で使用される消耗品の補充も本事業にまないとの理解でよろしいでしょうか。また、SPCで使用する監視棟内の衛生管理(清掃、廃棄物の処理、消耗品の補充等、執務場所の環境測定は含まない)に関わる費用は本事業費に見込むことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	資料-2 要求水準書	67	5	2	1		c. 本業務に含まれていない業務	「(a)海上保安庁が回転翼格納庫、船艇用品庫において独自に実施する備品等の維持管理」とありますが、この中の備品等とは、トイレトーパーパー、ゴミ袋、石鹼水、消毒液等の消耗品関係との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	資料-2 要求水準書	72	5	1	5		(5) 施設の管理に関する事務に係る資料の作成、提出等	回転翼格納庫内にSPC職員の立ち入りはできませんが、格納庫内の機械設備類等の点検の際には事前に日時・作業時間の届け出を行い貴職員の立ち合いのもとで作業を行うイメージでよろしいでしょうか。上記に関連し、船艇用品庫内の機械設備類点検の際には、事前に日時・作業時間の届け出を行い貴職員の立ち合いのもとで作業を行うイメージでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
57	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運営業務	オイルフェンス展張に係る設備の所有権について、ボートダビットは設備設計に含まれていることから、海上保安庁側資産との理解でよろしいでしょうか。	不動産及び土地に固定設置する附帯工作物は財産として海上保安庁（第10管区海上保安本部）が引渡しを受けるものになります。オイルフェンス、展張ボート、作業車両及び油吸着材などの運営業務に直接必要物件であり、SPCがリース調達やチャータ委託することによって配置が可能なものはSPC負担とします。
58	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運営業務	一次審査資料に関する質問回答No.520によると、オイルフェンス展張ボートは事業者（SPC）の資産とのことですが、PFI事業において単なる導管体であり、またプロジェクトファイナンスを組成する上での制約として、SPCが資産を持つということは原則としてありません。民間事業者側での資産とする場合、運営企業または維持管理企業（あるいは双方）にて所有したり、リースで調達することも可能とさせていただきますようお願いいたします。	No. 57の回答を参照してください。
59	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運営業務	一次審査資料に関する質問回答No.520によると、オイルフェンス展張ボートは事業者（SPC）の資産とのことですが、その他には事業者側の資産があれば明確化をお願いします。また、事業者（SPC）による調達でなく、運営企業または維持管理企業（あるいは双方）による調達も可能とさせていただきますようお願いいたします。	No. 57の回答を参照してください。
60	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	3	油種、給油回数、給油量	地元消防局からの確認事項で、A重油、JET燃料、其々の1日あたりの最大給油量（取扱量）をご教授願います。第1回質問回答で要求水準書に記載のとおりとのご回答でしたが、記載箇所を見つけれませんでした。	A重油最大給油量は特定資料⑥のとおりです。JET燃料の最大給油量は1日あたり2.6KL(2,600リットル)です。
61	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	4	巡視船への給油業務	一次審査資料に関する質問回答（番号515）で、搭載時間及び給油量について、必ず報告書等へ記載し、本事業外での対応がわかるようにしてください。との事ですが、時間内に終了しなかった場合は、搭載時間及び給油量等を時間内と時間外に分けて報告書へ記載するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
62	資料-2 要求水準書	78	5	3	3		燃料在庫管理業務	一次審査資料に関する質問回答（番号531）で、15℃換算による容量を報告するとありますが、巡視船への給油数量は常温での管理は必要ないのでしょうか？また温度以外の貯蔵増減はどの様に計算すれば宜しいのでしょうか？	巡視船への給油数量となる容積の常温での容積量、15℃換算容積量の荷出し数量管理が必要です。
63	資料-2 要求水準書	78	5	3	4	2	a. 運転・監視及び日常点検・保守業務	回転翼機への給油は事業者の業務に含まれませんが、その監視業務は事業者の役務範囲に含まれるとの回答がございます。要求水準書の中にJET-A1燃料の給油頻度をお示しされておきませんが、給油頻度が多くなると作業員による現場立会が多くなり、人員計画に支障を来します。給油頻度の目安をお示しください。また、ITV（監視カメラ）等による監視業務での対応は可能でしょうか。	現場立会は不要です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
64	資料-3 提出書類の記載要領							4/26に政府より原油価格・物価高騰に対応する「総合緊急対策」の建設業関係施策として、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金や適切な工期が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図るという方針が盛り込まれました。また国土交通省からは受発注者間での元下間でスライド条項などの適切な設定・運用を行うよう関係機関への要請が出ております。これを受けて、当初想定されていた予定価格（非公表）を再検討されるご予定はございますか。	予定価格は予算決算及び会計令第80条により作成いたします。
65	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		入札に関する提出書類	様式15-4添付①「対応する様式」欄の記載につきまして、対応する様式がない場合は空欄のままでもよいという理解でよろしいでしょうか。（全項目記載することが前提かと思いますが、事業に関する事項の定款に関する確認事項などについては、対応する様式がないためにお伺いしています。）	「必須項目への具体的対応」は全項目について記載してください。 「対応する様式」がない場合は、「-」や斜線等の表記とさせていただきます。
66	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		入札に関する提出書類	様式15-4添付③「参考資料」欄の記載につきまして、P17_B_b.基本計画説明書として追加資料の対応する様式がある場合に様式番号を記載し、対応する様式がない場合は空欄のままでもよいという理解でよろしいでしょうか。別の資料の記載をお考えの場合は具体的な書類番号や資料についてご教示下さい。	「参照資料」は基本計画説明書を含む関連する様式番号を全て記載してください。 参照する様式がない場合は、「-」や斜線等の表記とさせていただきます。
67	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	2		事業提案に関する提出書類	様式17_評価分類Aの「参考資料」欄の記載につきまして、P8_A.経営管理に関する提出書類<各様式の記載事項>の様式番号「A-1-1,A-1-2」[A-2]「A-3」の各表中下欄「※以下の関連資料を本様式以外の資料として添付すること。」とある資料の中から、対応する資料がある場合に記載し、該当する資料がない場合は空欄のままでもよいという理解でよろしいでしょうか。その場合、「参考資料」欄が資料名を記載するには小さい為、別途、任意で番号を付番したリストを作成し、その番号を「参考資料」欄に記載するようにしてもよろしいでしょうか。別の資料の記載をお考えの場合は具体的な書類番号や資料についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。 参照資料に番号をつける場合は、関連する様式番号を明記したうえで附番してください。（例：「様式A-1-1 参照①」等）
68	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	2		事業提案に関する提出書類	様式17_評価分類Bの「参考資料」欄の記載につきまして、P17_B_b.基本計画説明書として追加資料の対応する様式がある場合に様式番号を記載し、対応する様式がない場合は空欄のままでもよいという理解でよろしいでしょうか。別の資料の記載をお考えの場合は具体的な書類番号や資料についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。
69	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	2		事業提案に関する提出書類	様式17_評価分類Cの「参考資料」欄の記載につきまして、P20_C.維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>の様式番号「C-1-1,C-1-2」の表中下欄「※以下の関連資料を本様式以外の資料として添付すること。」とある資料の中から、対応する資料がある場合に記載し、該当する資料がない場合は空欄のままでもよいという理解でよろしいでしょうか。別の資料の記載をお考えの場合は具体的な書類番号や資料についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。
70	資料-3 提出書類の記載要領	8	1	5	2		事業提案に関する提出書類	関心表明の評価についてですが、何を評価・確認されるのでしょうか。関心表明を多く集めるのではなく、金融関係の関心表明があるかを確認すると捉えてよろしいでしょうか。	関心表明書自体は評価対象となりません。 捉え方については、後段にてご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
71	資料-3 提出書類の記載要領	11	1	5	2		事業提案に関する提出書類	様式16の添付書類P17_B_b. 基本計画説明書の様式番号B-4-6_配置図①(広域)につきまして、A 3 サイズで1/1500縮尺の配置図を作成した場合、埠頭までの全体図を表すことができないため、船などの配置をお示しできません。1/1500の図面と共に、埠頭なども全体が入る縮尺の図面を追加添付すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	資料-3 提出書類の記載要領	19	1	5	2		事業提案に関する提出書類	Bb. 基本計画説明書の構造計画(様式番号B-4-14)に添付する図面につきましては、給油施設監視棟、回転翼機格納庫棟、船艇用品庫棟の3棟のみとし、その他の付属建築物については添付しなくてよろしいでしょうか。	付属建築物及び付属工作物についても添付が必要です。
73	資料-3 提出書類の記載要領	20	1	5	2		C:維持管理・運営に関する提出書類	「図面・スケッチ等を指定様式内に記載して説明する場合、関連資料を指定の様式以外の資料として添付する場合は、指定様式の記載内にて当該箇所、該当関連資料を呼び出すなど、提案事項を分かりやすく整理して記載すること」とありますが、該当関連資料を呼び出すなど提案事項を分かりやすく整理して記載することを条件に、添付資料の枚数上限はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	資料-3 提出書類の記載要領	20	1	5	2		C-1-2施設運営マニュアル等の策定	様式番号C-1-2「施設運営マニュアル等の策定」における「施設運営」とは、別添資料1-1用語の定義に表される「本施設：給油施設、回転翼機格納庫・駐機場(離発着場含む)、船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他設備」とは異なり、あくまで給油施設の運営に係るマニュアルを策定するとの認識でよろしいでしょうか。	「本施設」全体の運営マニュアルを策定してください。
75	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載は行わないとのことですが、各様式に添付する資料に企業名が記載されている場合は黒塗りするなどして企業名を消せばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	資料-4 事業者選定基準						労働配分率向上に向けて賃上げを行う企業に対する加点評価	『他のPFI事業で設立しているSPCが本件に入札参加し、資格ありとなった場合において、賃上げ表明を行えば加点されます。』との記載により、他のPFI事業で設立されたSPCによる賃上げが評価対象となっています。しかし、PFI事業におけるSPCとは、事業契約した業務内容を遂行することのみを目的とする特別目的会社のため、他のPFI事業に参加することはできません。そのため、「賃上げを行う企業に対する加点評価」については、評価対象となる入札参加者が存在しないため、どの応札グループにおいても加点されないとの理解でよいでしょうか。入札参加締切(3/15)以降の質疑回答(4/12)で初めて示された加算点評価(600点満点)の評価方法であるため、「賃上げを行う企業に対する加点評価(30点)」が、“4/12から応札グループで努力しても獲得できない加点評価”であるとも理解しています。	他のPFI事業で設立しているSPCが本件に入札参加し、資格ありとなった場合において、賃上げ表明を行えば加点され、それ以外は加点されません。
77	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】 ※2	賃上げの評価について、 ・賃上げ対象をご教示願います。 例) 構成員・協力企業等 ・評価基準をご教示願います。 例) 会社数、金額ボリューム ・減点措置の対象企業をご教示願います。 例) 賃上げ表明企業	賃上げの評価についての対象は総合評価提案書提出時に存在する既存SPCが対象となります。一方、本件に応募されているグループは、落札後に設立するSPCとなるので対象外となりますのでご注意願います。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
78	別添資料1-2 適用基準等一覧	1	1				官庁施設の防犯に関する基準の資料	同資料は貸与とありますが、施設の防犯対策の設計・施工・運営維持管理の見積検討に使用することから、一次審査通過者への至急の貸与を検討できたく希望します。	官庁施設の防犯に関する基準は、ホームページ掲載のとおりです。 なお、同基準に対する資料はないため資料提供は無しとします。
79	別添資料4-1-1 各室性能表	2					回転翼機格納庫棟《k棟》格納庫	第1回質問回答後の新旧対照表にて、格納庫の修正前：時刻表示：A、修正後：空調区分：Cとあります。提案書作成説明会時の対話内容からも、熱中症対策を行う目的の冷房が必要となる当初の空調区分Gのままが適切と考えられますがよろしいでしょうか。	第1回質問回答新旧対照表の記載は誤記となります。 正しくは、別添資料4-1-1のとおり、「時刻表示：C、空調区分：G」です。
80	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					回転翼機格納庫棟等 【回転翼機格納庫】 ○全般事項	「諸室の天井スラブ上は機械・電気設備等置場、資機材置場、維持管理用通路、配管スペースとして使用することを想定し、200kg以上の荷重に耐えうる落下防止柵兼手すりを設置する。」との記載がありますが、その場合は、建築基準法上、諸室の天井スラブ上に用途が発生していると思われる見做され、諸室の天井スラブ上の全範囲を床面積に算入することになり、要求水準書で定められている施設の延べ床面積の上限を超過することになると考えられます。（要求水準書において、同範囲は床面積に算入されていないためです。）建築主事との協議前であるため、機械・電気設備等置場等に使用する範囲を限定し、その範囲以外は「面積不算入」と注記する対応にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。	延床面積は、要求水準書の最大面積の95%以上100%以下となるように設計してください。 1階に配置した諸室の天井スラブに機械・電気設備等置場、資機材置場、維持管理用通路、配管スペースを設置する場合は当該部分を室とする必要はありません。
81	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	各駐機場所に整備用電源がございますが、3箇所同時の使用で想定しますが宜しいでしょうか。 使い方の確認となります。	駐機場所5箇所及び壁面1箇所を設置する整備用電源の同時使用の想定は最大3箇所とします。変圧盤の容量算定に関わります。
82	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	”駐機場側上部にエプロン照明用投光器を設置する。（国交省航空局灯具使用適合品（灯仕第305号）であること）”の記載がございます。 灯仕第305号はHIDランプとなっており、LED投光器の基準書を開示頂けませんでしょうか。 また、LED投光器は、メーカーカタログ掲載のエプロン照明にて想定しますが、宜しいでしょうか。	国交省航空局灯具使用適合品（灯仕第305号）に定める適合品以上の性能を有するLED投光器を設置してください。
83	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	6					駐機場（エプロン）	回転翼機進入路への立ち入り防止策について、今回の計画実施に伴い、海上保安庁にて敷地全体で門扉の設置や運用による対応を行う予定はありますか、ご教示願います。	当庁による今回の計画実施に伴う敷地全体での門扉の設置や運用はありません。
84	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	1	1	4			給油業務における仕様	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 673において、「巡視船の設備については、使用不可」とありますが、夜間給油等の緊急時に限っては、巡視船側の照明を使用させていただく等、柔軟にご対応頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
85	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨ご回答されている件、JET-A1燃料についてもJIS規格の8項目（蒸留性状、析出点、銅板腐食、実在ガム、色、密度、引火点、外観）について3ヶ月に1回の定期分析を要求されているとの認識でよろしいでしょうか。若しくは必要な分析項目のみ、お示しください。	1, 外観 2, 色 3, 密度 4, 蒸留性状 5, 引火点 6, 銅板腐食 7, 実在ガム 8, 導電率 9, MSEP（水分分離指数） の9項目について分析が必要です。
86	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨ご回答されておりますが、JET-A1燃料について必要な分析項目を具体的にお示しください。	No. 85の回答を参照してください。
87	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨、また同No. 688にて「(A重油の)分析頻度は3ヶ月に1回を想定」するとご回答いただきましたが、「反応、引火点、動粘度、流動点、残留炭素分質量、水分容量、灰分質量、硫黄分」の8項目について3ヶ月に1回の分析結果の報告を要求されているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨、また同No. 688にて「(A重油の)分析頻度は3ヶ月に1回を想定」する旨ご回答されている件、「反応、引火点、動粘度、流動点、残留炭素分質量、水分容量、灰分質量、硫黄分」の8項目について、A重油出荷元発行の代表性状表あるいは成分分析表とは別に3ヶ月に1回実施する定期分析結果の報告が必要な場合、その分析を外部分析機関へ分析業務を委託することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
89	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨、また同No. 688にて「(A重油の)分析頻度は3ヶ月に1回を想定」する旨ご回答いただきましたが、3ヶ月に1回実施する定期分析を外部分析機関へ分析業務を委託する場合、第1回質問回答No. 687にて「事業者の提案によるものは事業者負担」とのご回答があることから、海上保安庁の要求水準内であるJIS規格の8項目の分析費用については、修繕費等として費用に計上してもよろしいでしょうか。	分析費用は、別添資料1-3 事業費の算定及び支払方法 P4表1 事業費の内訳の支払い区分により計上してください。
90	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨ご回答されている件、分析機器を所内に設備として保有する場合、第1回質問No. 687にて「事業者の提案によるものは事業者負担」とのご回答があることから、海上保安庁の要求水準内であるJIS規格の8項目の分析機器については、海上保安庁側で費用をご負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	分析機器を調達する場合は、事業者負担となります。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
91	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨、また同No. 688にて「(A重油の)分析頻度は3ヵ月に1回を想定」する旨ご回答されている件について、一般的には燃料受入時にA重油出荷元より発行される代表性状表あるいは成分分析表を以って品質を確認しておりますが、3ヵ月に1回の定期分析を代表性状表あるいは成分分析表で代替することは可能でしょうか。	3ヵ月毎にタンク内燃料の成分分析を行ってください。
92	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、品質管理における具体的な要求事項及び分析項目として「JIS規格によるもの」とする旨ご回答されている件、JET-A1燃料についてもJIS規格の8項目についての定期分析の報告について、燃料受入時に取得する、燃料出荷元発行の代表性状表あるいは成分分析表にて代替は可能でしょうか。	3ヵ月毎にタンク内燃料の成分分析を行ってください。
93	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	令和4年4月12日付第1回質問回答のNo. 686において、「貯蔵タンクへJETA-1燃料を受け入れる毎にウォーターディテクターにて水分混入の有無について確認します」とありますが、当該作業は海上保安庁職員が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	2			品質管理	3ヶ月に1回の定期分析について、A重油であればタンクが複数基ございますが、複数タンク夫々の分析を毎回実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	様式4、5						イ、ウ：様式4,5	入札参加表明書を3月に提出しておりますが、4月に年度初めの人事異動により、様式4,5等の役職等の内容変更が生じた場合、どのような手続きが必要でしょうか。企業構成と各社の取組意志は変わりませんので、このまま事業者選定まで進めるか、様式4の修正版の提出に留めて頂ければと思料しております。(捺印には時間を要するため捺印がない対応を希望します)	事業者選定段階において特に変更手続き等は求めません。併せて、No. 4の回答を参照してください。
96	様式15-4						様式15-4	様式15-4の第3章第1節 5. 事業者の財務に関する事項の番号15において、「事業者及び各業務を実施する企業が、税を滞納しないこと」とありますが、「対応する様式」はどの様式を想定されているでしょうか。	No. 65の回答を参照してください。
97	様式15-4						様式15-4	様式15-4の第3章第1節 5. 事業者の財務に関する事項の番号15において、「事業者及び各業務を実施する企業が、税を滞納しないこと」とあり、「必須項目への具体的対応」に記入する必要がありますが、海上保安庁としては、入札時点において、どのようにして将来滞納しないことに対する確認をするお考えでしょうか。	誓約書の提出をもって確認いたします。
98	参考資料2-1 鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画策定業務報告書	43	6	4	2		敷地造成・整地	入札説明書に関する第1回質問回答(No. 321)に関する質問です。敷地造成・整地工事に係る入札価格の算定においては、事業用地の現地盤高さが必要となります。入札時に想定すべき現地盤高さは、「参考資料2-1 基本計画策定業務報告書」の「第8章 8.4.2 敷地造成・整地」の図8.4.2.1 に示されている値と考えてよろしいでしょうか。それら値と異なる場合は、入札時に想定すべき具体的な高さをご提示ください。	現地盤高さは、「参考資料2-1 基本計画策定業務報告書」の「第8章 8.4.2 敷地造成・整地」の図8.4.2.1 に示されている値としてください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
99	参考資料2-2-1 土地 地使用面積図	1					隣地境界線	図面に記載のあるポイントA-2からK-8の間(海側)の隣地境界線についてですが、隣地境界線は岸壁の端部との理解でよろしいでしょうか。もし、岸壁の内側等に境界線が入る場合は、詳細な資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
100	参考資料2-2-1 土地 地使用面積図	1						「計画対象地：約94,404㎡（※築造中のA・B栈橋の面積を含む）」との記載がありますが、同資料2頁目の詳細図に記載された寸法により面積を算定しますと、約94,404㎡にA・B栈橋の面積は含まれていないように思われます。大変恐縮ですが、ご確認をお願い致します。	計画対象地面積は、工事期間中の一時使用可能部分を含む約84,400㎡となります。（当該面積には栈橋A・Bの面積は含みません。） 計画対象地の範囲は、参考資料2-2-1を参照してください。
101	参考資料2-2-1 土地 地使用面積図	2						「計画対象地：約73,850㎡（※築造中のA・B栈橋の面積を含む）」との記載があり、同資料1頁目と記載内容が異なります。また、水色の線で枠取られた範囲も異なります。1頁目が正と考えて宜しいでしょうか。	No. 100の回答を参照してください。